

【2017 年 2 月 7 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第 89－1 号 ■

▽▼ 労働行政分野の支援や制度に関するアンケートにご協力ください ▲△

厚生労働省では、事業主の皆さまが労働行政分野の支援や制度をどの程度ご存じかをお伺いするオンラインアンケートを実施しています。（実施期間：平成 30 年 2 月末まで）

簡単なアンケート（15 問）で、上期（7～9 月）にご協力いただいた方も、再度ご回答いただけます。

結果は今後の施策検討の参考とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

【アンケートはこちら】

<http://mhlw.vgresearch.jp/refm/>

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

今回の厚労省人事労務マガジンは記事が多いため、2 回に分けてお送りします。

目次

【トピックス】

1. 育児や介護などにより離職した方を再雇用する企業を支援します
「両立支援等助成金（再雇用者評価処遇コース）」のご案内
2. 広報誌『厚生労働』2 月号発売中！
特集は『元気に働いてもらうために会社ができること 労働者の健康は財産です！』
3. 中小企業の皆さま！人手不足対策のために女性活躍推進に取り組みませんか？
～優秀な人材の確保や職場定着につなげましょう～

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆ パワハラ対策取組支援セミナーを開催しています
- ◆ 神奈川・埼玉に無料で利用できるサテライトオフィスを開設
～現在、利用企業を募集中～

- ◆ イクメン・イクボスセミナーを東京で開催します
～人事労務担当者などを対象に男性の育休取得のメリットなどを紹介～

【トピックス 1】育児や介護などにより離職した方を再雇用する企業を支援します
「両立支援等助成金（再雇用者評価処遇コース）」のご案内

厚生労働省では、育児や介護などの理由で離職した方の復職を推進するため、復職制度を導入して希望者を再雇用した企業に「両立支援等助成金（再雇用者評価処遇コース）」を支給しています。一定の要件を満たした企業は支給を受けることができます。ぜひご利用ください。

【支給の要件】

次の①、②いずれも満たすことが必要です。

- ① 妊娠、出産、育児または介護を理由とした退職者について、退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した再雇用制度を導入すること。
- ② 上記制度に基づき、離職後 1 年以上経過している対象者を再雇用し、無期雇用者として 6 か月以上継続雇用すること。

※詳細な要件は、下記 URL を参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

【支給額】

- ・再雇用 1 人目：中小企業 38 万円＜48 万円＞
（中小企業以外：28.5 万円＜36 万円＞）
- ・再雇用 2 ～ 5 人目：中小企業 28.5 万円＜36 万円＞
（中小企業以外：19 万円＜24 万円＞）

※上記の額が、継続雇用 6 か月後・継続雇用 1 年後の 2 回に分けて半額ずつ支給されます。

※＜＞内の金額は、生産性要件を満たした場合の支給額です。詳しくは厚生労働省ホームページ『労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます』を参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

【お問い合わせ先】

詳しくは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

【トピックス2】広報誌『厚生労働』2月号発売中！

～特集は『元気に働いてもらうために会社ができること
労働者の健康は財産です！』～

毎月1日発行の広報誌『厚生労働』は、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。

2月号の特集は、『元気に働いてもらうために会社ができること 労働者の健康は財産です！』と題し、みんなが元気に働く社会の実現のために、企業・働き手・健康保険組合の3者ができることを、事例をもとにご紹介しています。

このほか、連載記事の「キャリア形成への道」では、「グッドキャリア企業アワード2016」のイノベーション賞を受賞した「ソフトバンク株式会社」の取組みなど、人事労務をご担当される方に役に立つ情報を掲載しています。

【詳細はこちら】

http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/about.html

【トピックス3】中小企業の皆さま！人手不足対策のために女性活躍推進に取り組まませんか？～優秀な人材の確保や職場定着につなげましょう～

厚生労働省では、女性の活躍を推進する中小企業の取組を支援しています。女性が働きやすい魅力ある職場づくりは「働き方改革」の近道です。中小企業の事業主、人事労務担当者の皆さま、人材確保や業績向上のために、女性の活躍に向けた取組を始めてみませんか。

■中小企業のための女性活躍推進事業の内容

【女性活躍推進アドバイザーによる電話・メール相談、企業個別支援が無料】

女性活躍推進分野の中で企業支援の専門家である「女性活躍推進アドバイザー」が、お電話1本でご相談・ご質問に無料でお答えします。御社の女性活躍の状

況（採用・就業継続・管理職割合など）の把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、訪問や電話・メールなどで、きめ細かくアドバイスします。

女性の活躍に向けた取組が進んでいない、取り組み方が分からない、「えるぼし」の認定取得を考えているなどといった中小企業の事業主、人事労務担当者の皆さま、ぜひご相談ください。

メール相談 <https://www.josei-suishin.com/contact/mail.html>

企業個別訪問支援 <https://www.josei-suishin.com/contact/regular.html>

【お問い合わせ先】

一般財団法人女性労働協会（委託先）

女性活躍推進センター 東京事務局

電話 03(3456)4412（平日 9:00～17:30）

Email suishin@jaaww.or.jp

URL <http://www.josei-suishin.com>

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼パワハラ対策取組支援セミナーを開催しています▲△

厚生労働省では、企業などがパワーハラスメント（以下、パワハラ）の予防や解決の取組を進める上で役立つ「パワハラ対策取組支援セミナー」を全国 47 都道府県で開催しています。

このセミナーでは、パワハラ対策の必要性は分かるが、どう取り組めばいいのか分からないといった事業主や企業のご担当者の皆さまのために、厚生労働省が作成した『パワーハラスメント対策導入マニュアル』を活用して、具体的なノウハウをお伝えします。【事前申込制・参加無料】

【セミナー内容】

・講演

『パワーハラスメント対策導入マニュアル』の活用方法、実際に対策に取り組んでいる企業の事例紹介に加え、パワハラ関係の裁判例なども解説します。

・グループワーク

パワハラ対策の体制構築のためのワークシートに基づいて作業を行った上で、

グループ討議を実施し、パワハラ対策の具体的な取組方法を理解していただきます。

【今後の開催予定】

今年度の開催は残すところ以下の4回となります。最終回の山梨開催のセミナーのみ、空席があります。参加される方は、お早めにお申し込みください。

- | | | |
|-------|------------------------|-----|
| ・ 埼玉 | 2月19日（月）大宮ソニックシティ | 満席！ |
| ・ 東京 | 2月13日（火）全水道会館 | 満席！ |
| ・ 神奈川 | 2月9日（木）産業カウンセラー協会神奈川支部 | 満席！ |
| ・ 山梨 | 2月26日（月）甲府商工会議所 | |

【申込方法など詳細はこちら】

公益財団法人 21 世紀職業財団（委託先）

<https://pawahara-seminar.jiwe.or.jp/events/>

▽▼神奈川・埼玉に無料で利用できるサテライトオフィスを開設
～現在、利用企業を募集中～▲△

厚生労働省では、昨年8月から、「テレワーク」を行うときに無料で利用できる「サテライトオフィス」を、神奈川県内・埼玉県内に合計4か所、設置しています。現在、サテライトオフィスを利用する企業、利用してテレワークを実施する方を募集しています。

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術（ICT）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。テレワークを行う場所としてサテライトオフィスを活用することで、通勤に伴う時間や身体的・精神的負担が軽減されたり、子育て・介護などに充てる時間を充実できたりします。

今回用意したサテライトオフィスは、無料で利用いただけます。利用について、ご興味ご関心のある方は、下記の連絡先までお問い合わせください。

【サテライトオフィス設置場所】＊営業時間は全て平日 8:30～17:30

1. サテライトオフィス草加松原（獨協大学前駅徒歩2分）

住所：埼玉県草加市栄町3-4-3 東武松原ビル2 3階

2. サテライトオフィスふじみ野ナーレ（ふじみ野駅直結）

住所：埼玉県富士見市ふじみ野東 1-1-1 ふじみ野ナーレ 4 階

3. サテライトオフィス横浜（横浜駅徒歩 10 分）

住所：神奈川県横浜市西区北幸 2-10-27 東武立野ビル 6 階

4. 川崎駅近サテライトオフィス（JR 川崎駅徒歩 10 分）

住所：川崎市川崎区本町 1-3-15 本町サミットビル 203 号

【お問い合わせ先】

1～3 東武ビジネスソリューション株式会社（委託先） 担当 阿部・三宅

電 話 03(3624)3820

Email satellite@tsol.co.jp

Web ページ <http://www.tobu-satellite.jp/>

4 ランゲート株式会社（委託先）

電 話 044(742)7712

Web ページ <http://www.langate.co.jp/>

▽▼ イクメン・イクボスセミナーを東京で開催します
～人事労務担当者などを対象に男性の育休取得のメリットなどを紹介～ ▲△

厚生労働省では、中小企業における男性の育児休業取得を推進するため、育児休業取得のメリットや企業の取組事例などを紹介するセミナーを実施しています。

このセミナーでは、企業の人事労務担当の方が社内の研修に利用したり、自治体の方が地域の企業等に対してセミナーや情報発信を行ったりする際に活用できる資料を使い、育児休業取得のポイントを分かりやすく解説します。

今年度のイクメン・イクボスセミナーは今回が最後となります。男性の育児休業取得を推進したいとお考えの企業・自治体の皆さまのご参加をお待ちしています。【事前申込制・参加無料】

【日時】平成 30 年 2 月 21 日（水）15:00～17:00（受付開始 14:40）

【場所】赤坂インターシティカンファレンスセンター 401 号室

【定員】100 名

【申込方法など詳細はこちら】

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/20170616.html>

※お申込みは定員に達し次第、締め切らせていただきますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

イクメン・イクボス育成セミナー事務局（委託先）

電話 03(5288)6583

Email ikumen@tokiorisk.co.jp

-
- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplus.jp/stop_form.php
 - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplus.jp/contact.php>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-